

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小林市	須木内山地区(内山集落)	2023年3月27日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	68.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	63.7 ha
③地区内における60才以上(10年後70才以上)の農業者の耕作面積の合計	39.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.0 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

2 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状および課題

・内山地区の農地の耕作者は、今後5年間で6～7割が70代以上となる。この内14.6haの農地は、現在、後継者が不在である。このため、今後5～10年の間に耕作放棄地等の増加が懸念される。

・また、10年後に耕作者が70代以上となる農地の内、約14.7haは後継者がいないか、不明の状況である。

・今後中心経営体が新たに引き受ける意向のある農地面積は4.0haである。このため、後継者未定農地14.6haの内、約10haは引き受ける者がおらず、耕作放棄地化が懸念される。

・一方、担い手の数は限られており、全ての農地を預かることは困難な状況にある。

・中心的な担い手は、地区内の畜産農家が主である。人数は限られており、労力的にも、大型農機が出入り可能な農地でないと、預かることは困難である。しかし集落内には、狭い農地や、出入口の状態が悪い農地が多い。

・有害鳥獣の被害が甚大である。集落内の農地は、ほぼシカネットや電気柵等が設置されており、以前は防除できていたものの現在は防ぎきれない状況にある。鳥獣害発生ほ場は、担い手も預かることができないため、対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

1) 地域における農業の将来の在り方

・内山地区においては、今後も、飼料作物、水稻、粟を基幹品目とした農業振興を図るものとし、担い手農家への農地集積・集約に取り組む。

・あわせて、担い手が限られる中、より多くの農地を長く守っていくために、全ての耕作者が営農しやすい地域を目指す。

2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

・後継者が不在となった農地は、地域内の担い手で相談し、可能な範囲で担い手への集積・集約を図る。

・耕作困難な農地は、中山間地域直接支払制度等を利用して、維持保全に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農地の集積・集約に際しては、農地中間管理機構の活用を検討する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・中山間等直接支払制度やその他の補助事業を活用し、ほ場の出入口の整備や畦畔除去等の簡易な整備を行う。

・農地所有者同意のもと畦の撤去をすすめる。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・後継者が不在となった農地は、地域内の耕作者・担い手で相談し、可能な範囲で耕作する。地区外からの新規就農者の受入れも検討する。

(5) 農作業委託の活用方針

・内山営農組合農作業受託部会を中心に、耕作できなくなった者の農地の作業受託に取り組む。

(6) 鳥獣害対策についての取組方針

・国の補助事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵への転換、わな狩猟免許取得を推進していく。その際は、小林市有害鳥獣連絡協議会で研修会等を開催し、既存のネットや柵の効果が低下した理由を明らかにするとともに、効果的な設置・管理方法を地域全体で検討した上で実施する。